

ユース年金学会・2024年11月30日


学生納付特例に関する研究

拓殖大学政経学部経済学科
白石浩介ゼミナール 3年 年金班

鈴木亮助 岩澤功輝 吉田空翔 佐藤一遥
布川拓弥 高橋遥凧 邵雨晴

問題意識

1



問題意識

学生納付特例とは

学生納付特例の歴史

先行研究のテーマ

学生アンケート調査の実施

政策提案

学生納付特例制度の概要



2

学生納付特例制度の概要

学生納付特例の対象者

所得基準：前年所得が基準以下

↳ 128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

学生基準：高校生以上の学生

手続き方法：市町村or日本年金機構に申請書を提出

学生納付特例制度の概要

保険料の追納

- ・ 学生納付特例の承認期間中の保険料は10年以内であれば追納可能
- ・ 3年目以降の追納では、保険料に加算額が上乘せされる
- ・ 学生納付特例の適用を受けない場合、納付は口座振替の早割制度や前納制度により節約可能

学生納付特例制度の概要

老齢基礎年金の受給資格

- ・ 保険料の納付済期間が10年以上
- ・ 学生納付特例期間は受給資格期間に含まれる
- ・ 追納しないと年金額の計算に含まれないため、追納が必要

学生納付特例制度の概要

年金の納付状況と将来年金への反映

	老後基礎年金	老後基礎年金	障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への反映	年金額への反映	受給資格期間への反映
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

学生納付特例制度の概要

障害基礎年金等について

不慮の事故が発生しても以下の条件を満たしていれば
障害基礎年金や遺族基礎年金が支給

- ・ 保険料納付期間が 2 / 3 以上
- ・ 事故発生日の前々月までの1年間に未納がない

→学生納付特例制度を利用していれば保険料を払っていなくても利用可能

学生納付特例制度の概要

手続きをしない場合

- ・ 将来、年金を受け取れない可能性
- ・ 障害やけがの際に、障害基礎年金を受け取れないリスク

学生納付特例制度の概要

学生納付特例制度を利用しない場合

学生納付特例を利用しない場合は国民年金の保険料を納付
→前納すると保険料が安くなる

学生納付特例制度の概要

学生納付特例制度を利用しない場合

→前納すると保険料が安くなる

<保険料の追納方法>

納付方法	1ヶ月	6ヶ月	1年分	2年分
月々支払	16,250円	99,120円	198,240円	402,000円
前納 (現金・クレジット)		98,130円	194,720円	387,170円
前納 (口座振替)	16,470円	97,990円	194,090円	385,900円

(注) 令和5年度保険料16,520円の12カ月分と令和6年度保険料16,980円の12カ月分の合計額

学生納付特例制度の概要

近年の動向

- ・ 平成17年の第1号被保険者のうち学生の割合は約1割（令和2年には2割）
- ・ 学生納付特例利用者の減少傾向
- ・ 平成26年以降、滞納者全体に占める学生の割合が増加
- ・ 令和2年には、滞納者全体の12%が学生

先行研究のサーベイ

3

先行研究のサーベイ

先行研究

学生の保険料滞納を減らすための取り組みについて 那須川(2023)

大学側の事務代行

- ・大学の事務室が学生納付特例の事務代行する制度

実装前の想定

- ・学生納付特例の適用率向上に貢献できる。

実装後の実情

- ・大学に事務負担が発生し、普及がなかなか進まない。

先行研究のサーベイ

先行研究

大学生の国民年金保険料支払いの意味 吉中(2018)

保険料納付率の低下

2001年～2011年の10年間で納付率が10%以上低下
特に2001年～2002年に大幅な減少

原因

- ① 経済的要因（低所得者層の増加）
- ② 非正規労働者の増加による影響
- ③ 若年層の意識不足や保険料免除申請の周知不足

影響

2011年には30歳～35歳の納付率が50%を下回る状況に

先行研究のサーベイ

先行研究

大学生の国民年金保険料支払いの意味 吉中(2018)

利用状況

- ・ 2000年の導入以来、利用者は増加
- ・ 2011年の調査では学生の約80%が加入。
- ・ 学生納付特例制度は65%の学生が利用している
 - 約2割の学生が未加入未納

先行研究のサーベイ

先行研究

大学生の国民年金保険料支払いの意味 吉中(2018)

約2割の学生が未加入未納

これらの学生は、公的年金の保障を受けられないため、
障害などのリスクに直面した場合、自己責任で無年金状態になる可能性大

学生の国民年金未加入問題は重要な課題

先行研究のサーベイ

先行研究

大学生における国民年金保険制度の加入の実態と課題 吉中・松本(2013)

利用状況

学生納付制度を利用 : 69.6%

第1号被保険者納付 : 20.3%

不明 : 10.1%

学生納付特例が適用された場合、約6割(60.4%)の学生が卒業後に「必ず自分で追納する」と答えている。

先行研究のサーベイ

先行研究

大学生における国民年金保険制度の加入の実態と課題 吉中・松本(2013)

加入や納付特例の手続きについて

自分で行なっている：58.1%

家族が行なっている：41.9%

保険料を納めている学生のうち、自分で支払っているのは14.2%

先行研究のサーベイ

先行研究

若者の納付行動のデータ分析からの考察

四方・村上・稲垣(2012)

学生納付特例を利用する決定要因

- ・ 本人収入や世帯収入が納付行動に影響
- ・ 世帯収入が低い場合、免除制度の利用が増加
- ・ 制度設計が若年層の納付基盤に影響

未納の決定要因

所得基準の影響：本人の許容納付額が10万円未満の場合、未納率が上昇
年齢による違い：20歳代後半では、追納経験率が低い傾向

予想寿命が納付行動に与える影響

- ・ 予想寿命が短いと感じる若者ほど、納付意欲が低下
- ・ 将来的な年金制度の無年金リスクが懸念される

先行研究のサーベイ

考察

学生納付特例制度の現状

未納や未加入のリスク

- ・ 障害に直面した場合、無年金状態になる可能性がある。

追納の理想と現状

- ・ 20代の給与事情では追納が難しい。

支払いの不平等性

- ・ 本人以外の両親が支払うことで社会保険料控除が適用される。

学生納付特例制度の歴史



4

学生納付特例制度の歴史

国民年金の創設時

1959年に国民年金制度が創設

- ・ 1991年まで、学生に対する国民年金の扱いは任意加入
- ・ 学生には高校生も含まれている(昼間の学生のみ)

学生納付特例制度の歴史

国民年金の創設時

任意加入

背景

- ・ 学生は所得がない
- ・ 学生時代の短い期間に、障害を負う可能性は低い
- ・ 卒業後、職歴に応じて加入者となる

問題点

- ・ 未加入の状態で学生が病気や事故を負うと
障害基礎年金が支給されない

学生納付特例制度の歴史

国民年金の創設時

当時加入していた大学生は1～2%程度

加入割合が少ない理由

- ・ 学生は行政の窓口等で未加入を推奨された
- ・ 学生には所得がないと認識されていたが、学生は任意加入であるため納付猶予されず、全額自己負担による保険料の支払いが求められた。
- ・ 1991年以前はカラ期間であり、年金は増えないが当時の最低加入期間である25年間には自動的に算入された

学生納付特例制度の歴史

1990年代からの改革と検討

強制加入の目的：顕在化してきた学生無年金障害者問題の解決

→免除基準として、親元の収入も勘案するという
世帯単位の考え方を採用した。

||

保険料支払いは、親への依存を前提としていた

学生納付特例制度の歴史

学生納付特例制度の創設

背景：国民年金制度において学生の代わりに
親が年金保険料を支払うことへの疑問の声

→社会人になってから年金保険料の追納を認める
仕組みが提案され、この制度が創設

||

保険料支払いについて、親への依存という前提がなくなった

学生納付特例制度の歴史

2000年代の動き

第2回無年金障害者実態調査

無年金障害者となった理由の23.0%が未納・未加入

背景

- ・ 障害になると思わなかった
(65.1%)
- ・ 手続きが複雑で分かり難かった・療養中で手続きに行けなかった
(50.6%)
- ・ 失業中で支払うことができなかった・保険料が高くて支払えなかった
(46.5%)

学生納付特例制度の歴史

2000年代の動き

学生無年金訴訟

学生納付特例が導入される以前の任意加入であった時代に発生した無年金を巡る問題

社会保険審査会が
障害基礎年金の
不支給決定に対する
再審査請求を棄却

東京地裁における是認判決

無年金障害者救済法
の成立、特別障害者
給付金制度の施行

特別障害者給付金制度はより強化したものを考える必要がある

学生納付特例制度の歴史

2000年代の動き

裁判のゆくえ

政府による控訴→東京高裁での判決



原告が最高裁判所に上告→最高裁は上告を破棄



最高裁第三小法廷での原告側の上告棄却

アンケート調査の実施

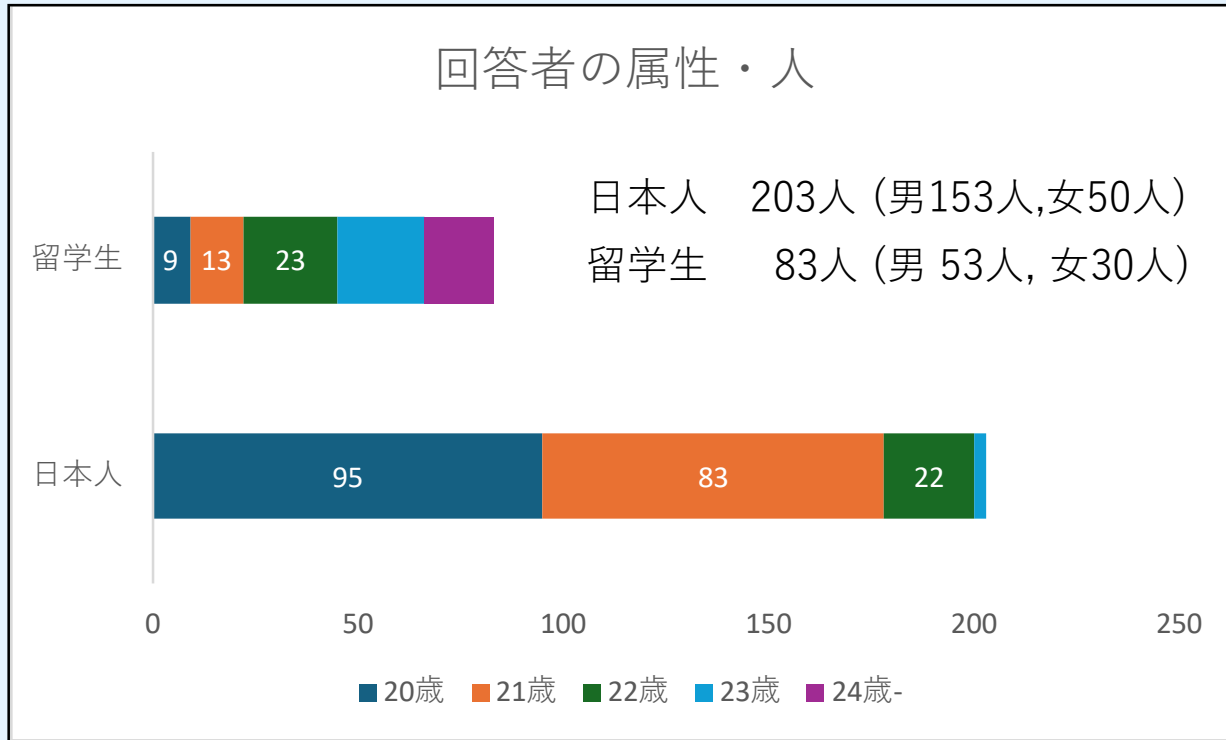


5

アンケート調査の実施

回答者の属性

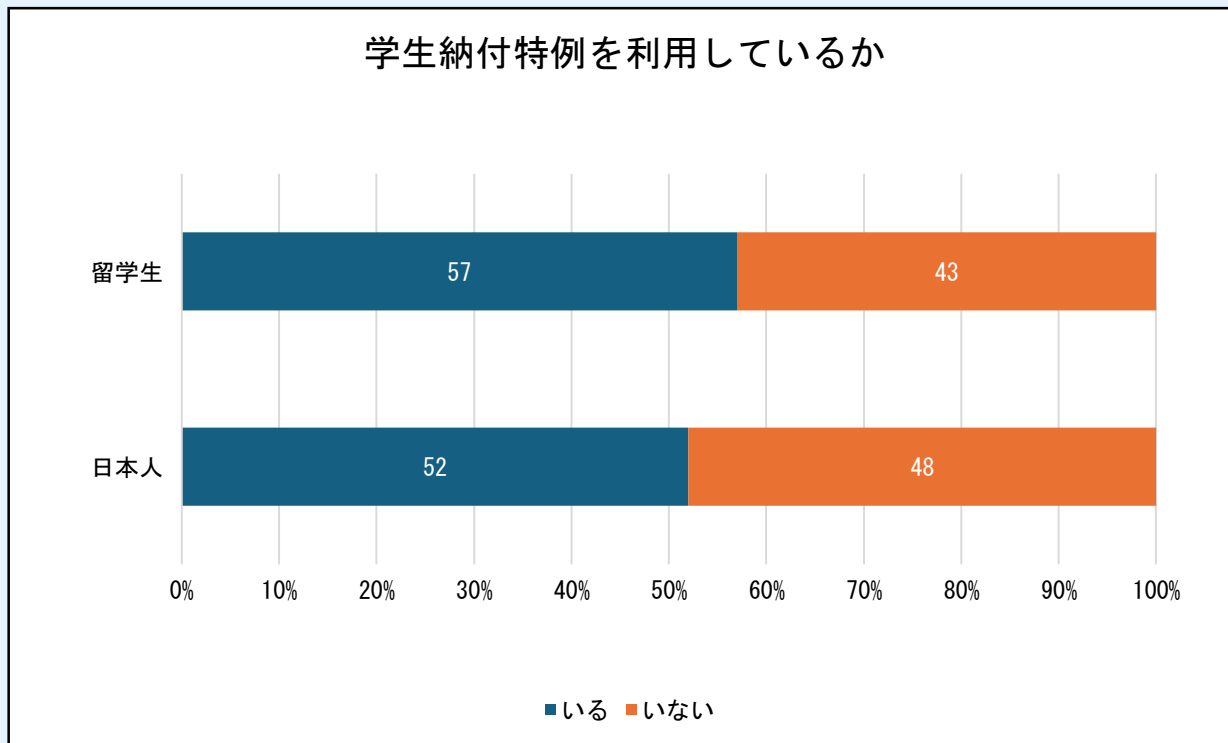
大学内で20歳以上の男女286人にアンケートを実施



アンケート調査の実施

学生納付特例の利用状況

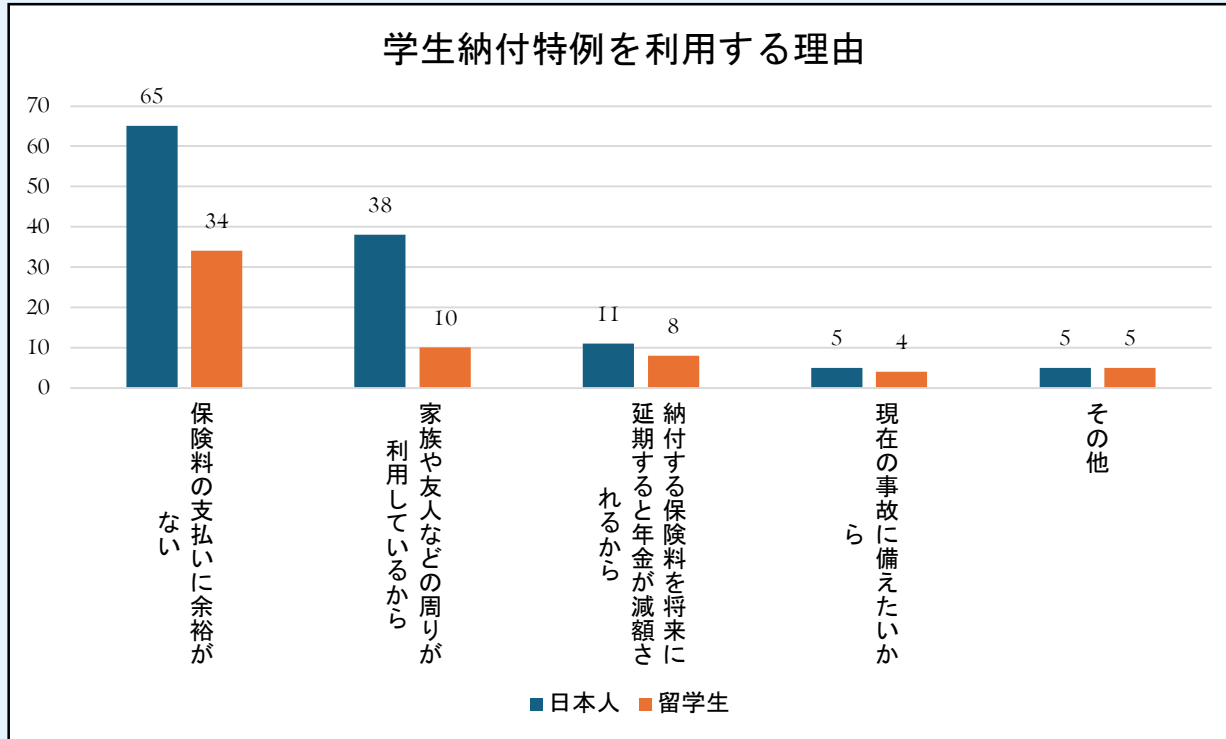
日本人学生の利用率は52%。留学生も同様



アンケート調査の実施

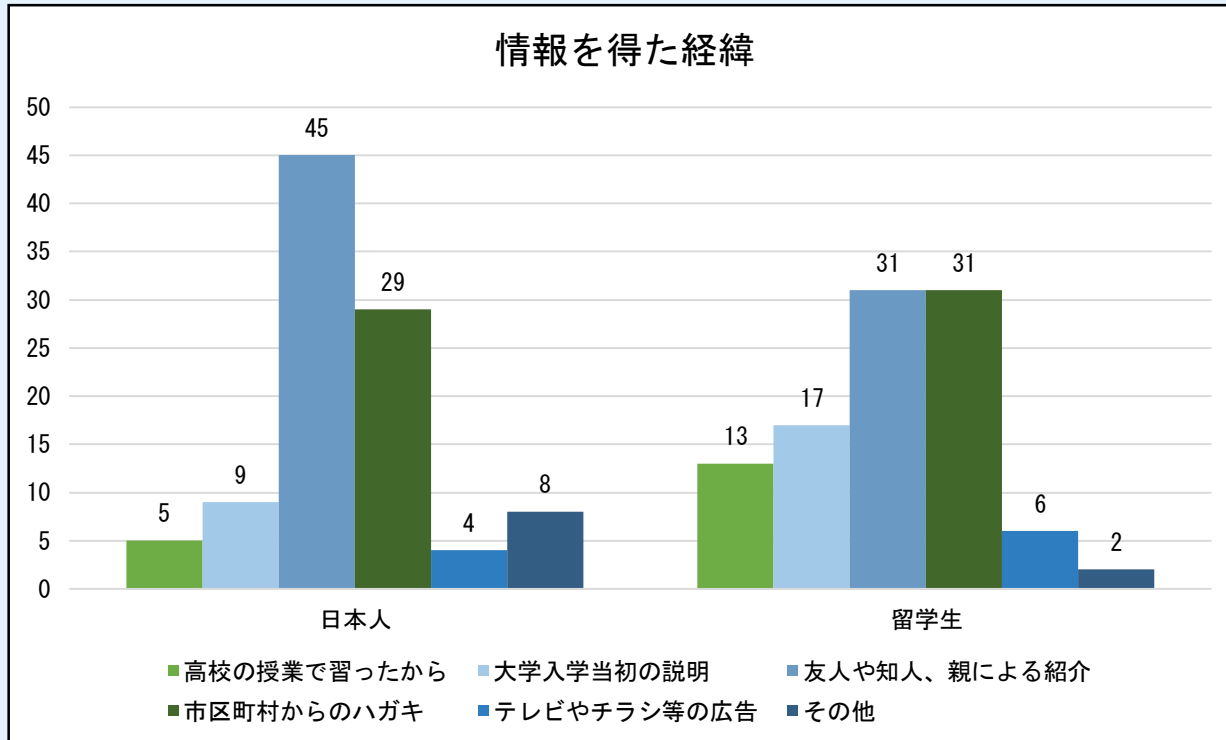
利用者のみ

ここにこの回答から得られる重要なことを一行で書く



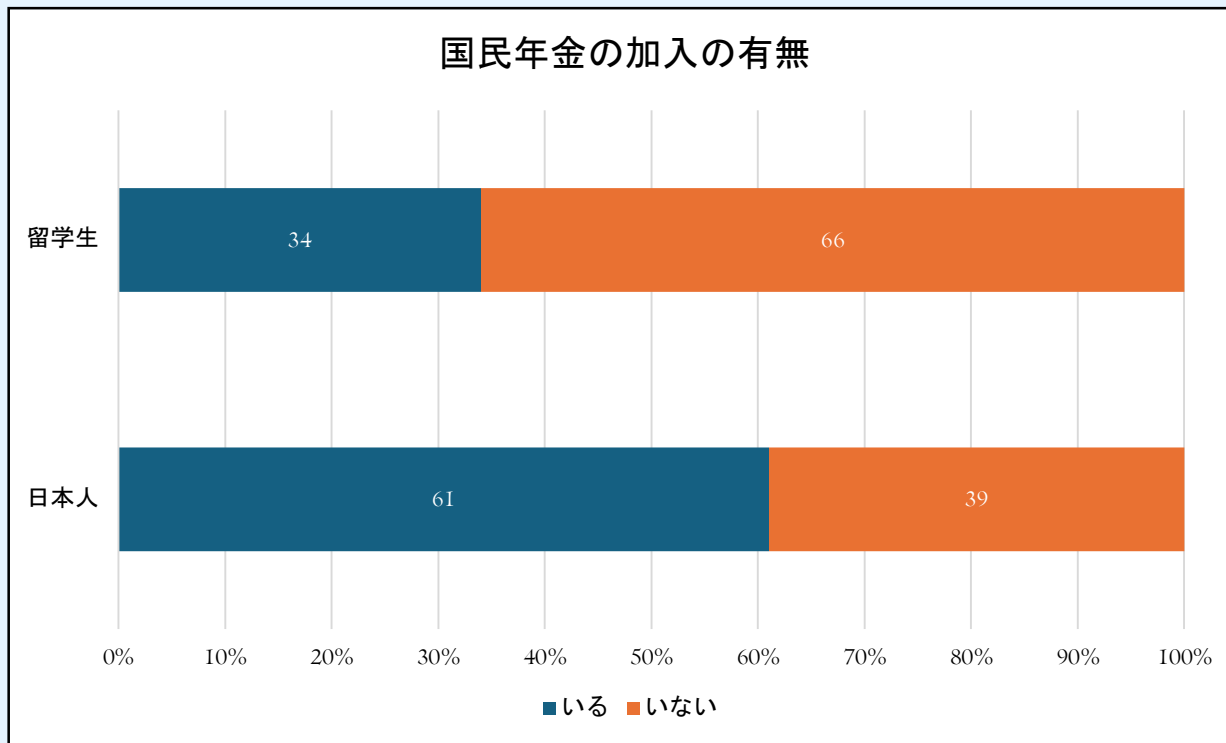
アンケート調査の実施

学生納付特例の利用者



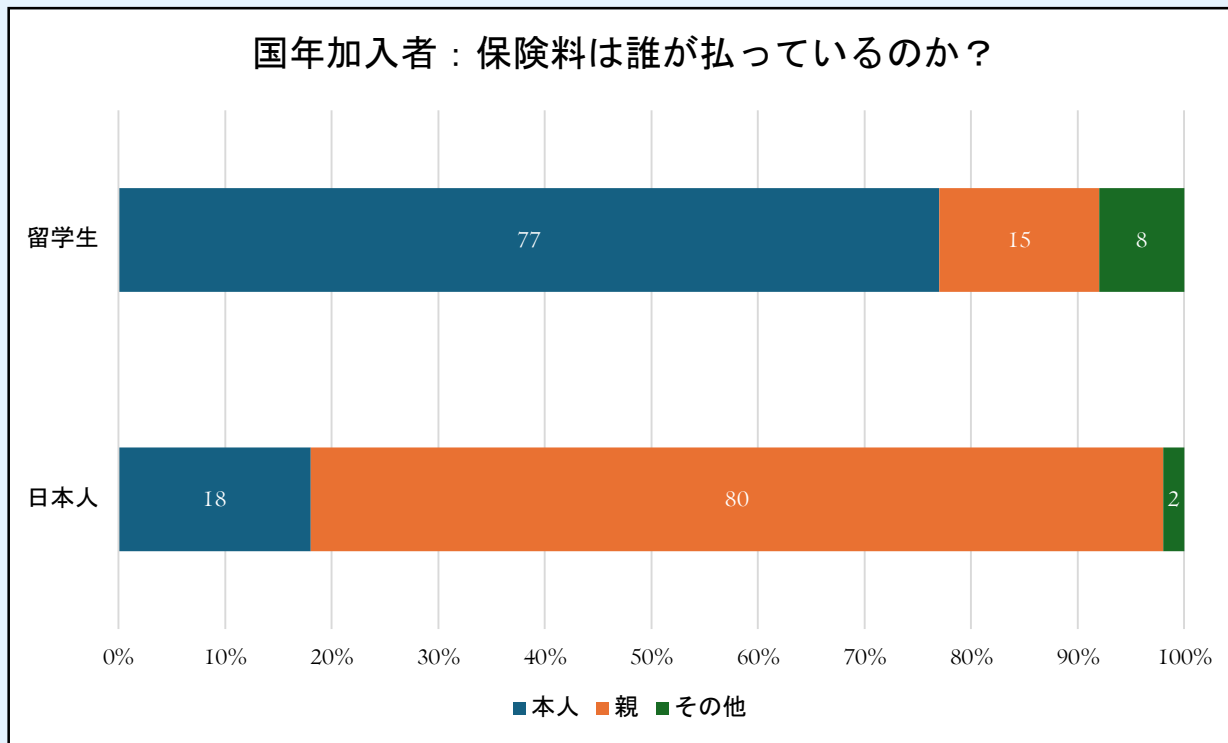
アンケート調査の実施

学生納付特例の未利用者



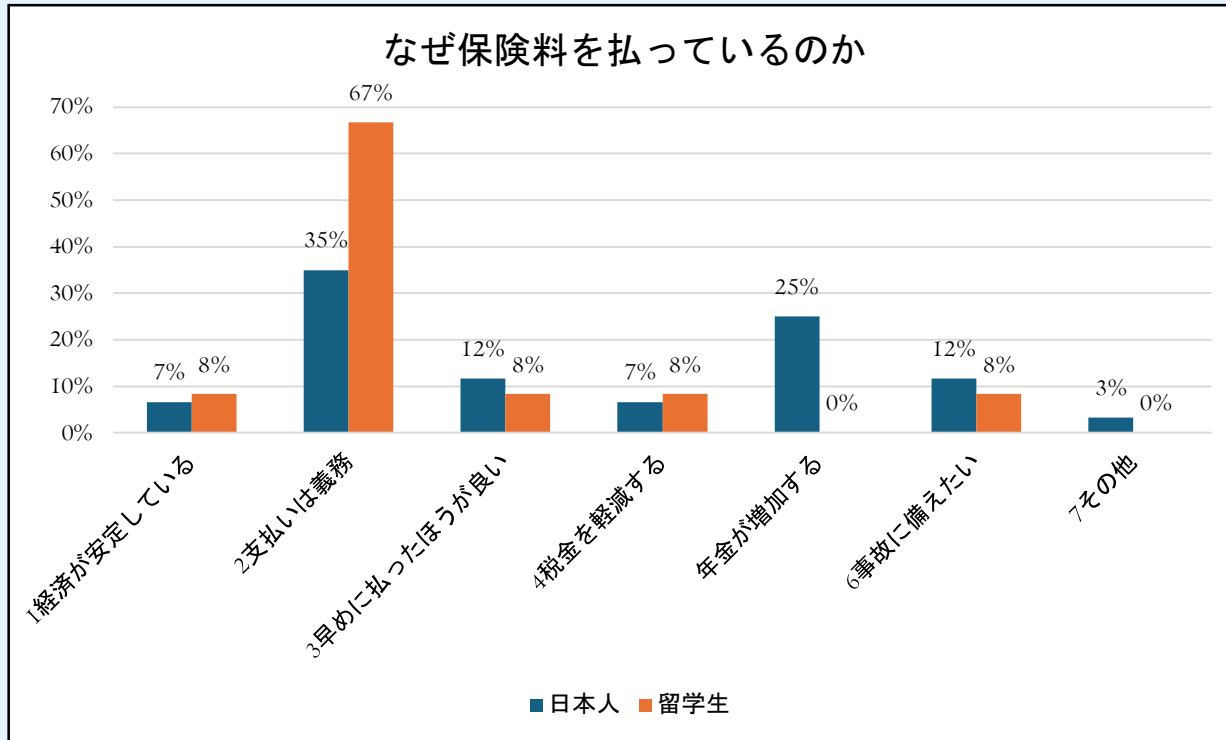
アンケート調査の実施

国民年金の加入者



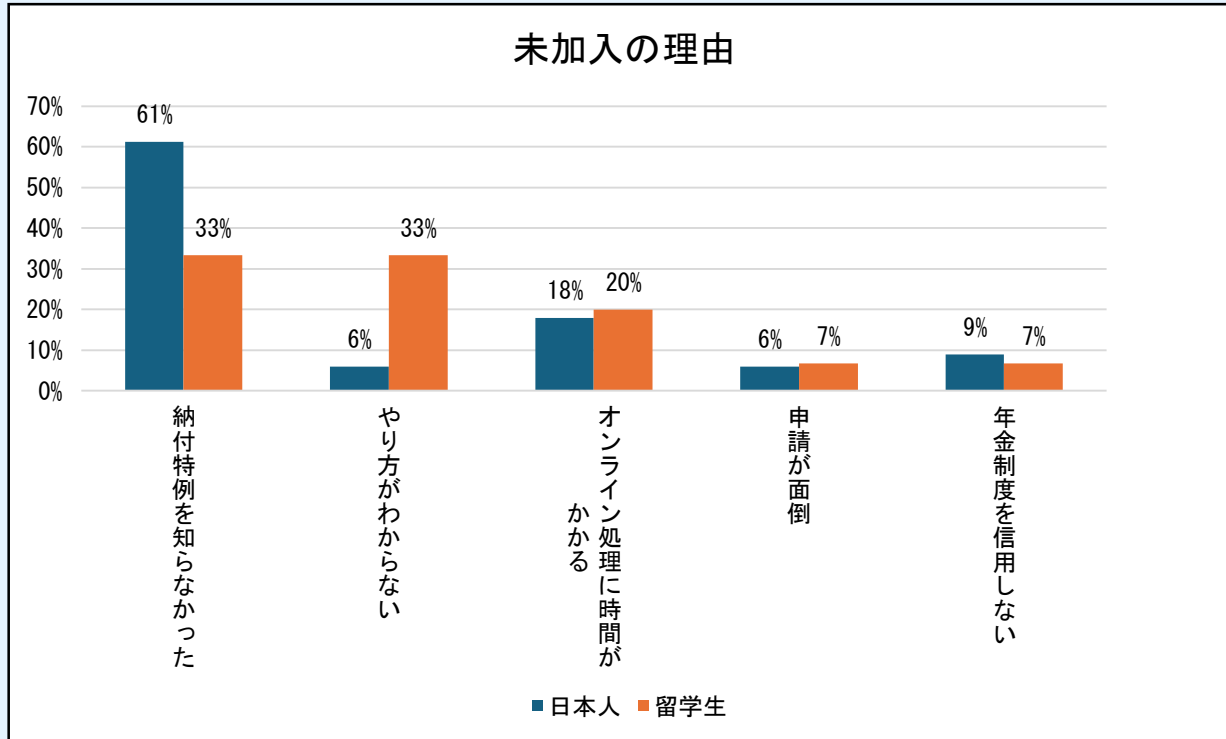
アンケート調査の実施

国民年金の加入者



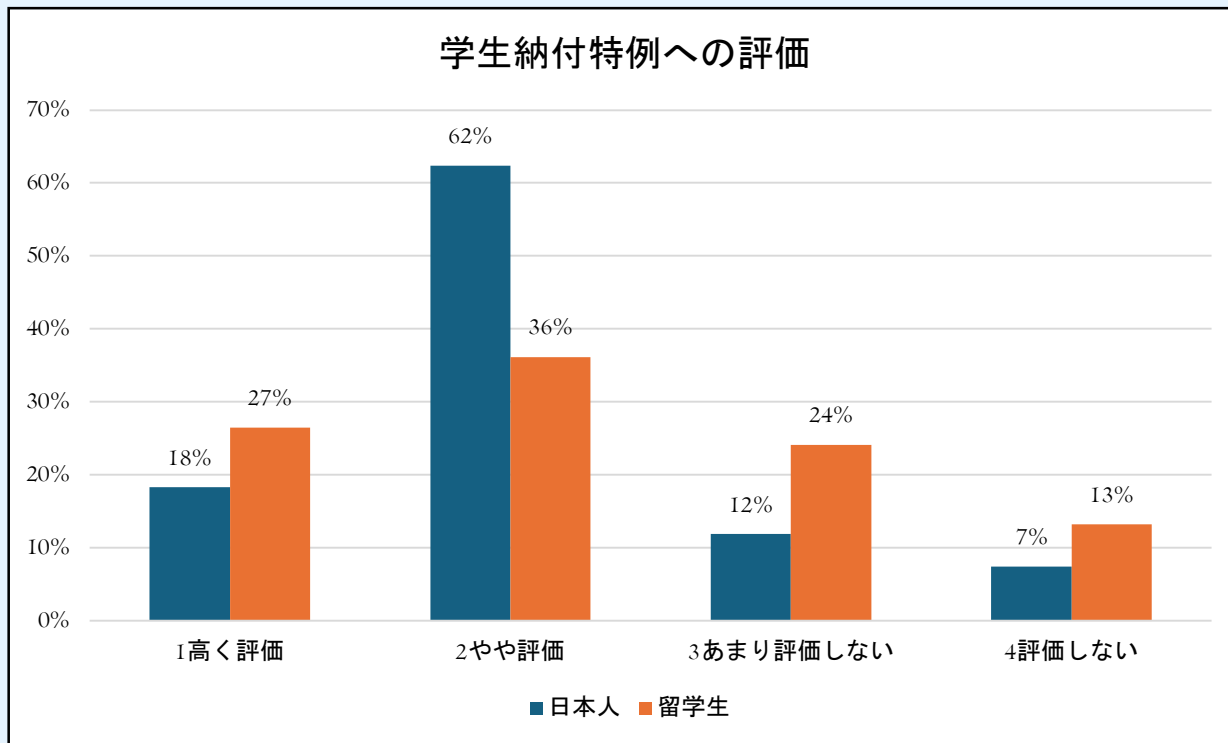
アンケート調査の実施

学生納付特例が未利用、かつ国民年金に未加入



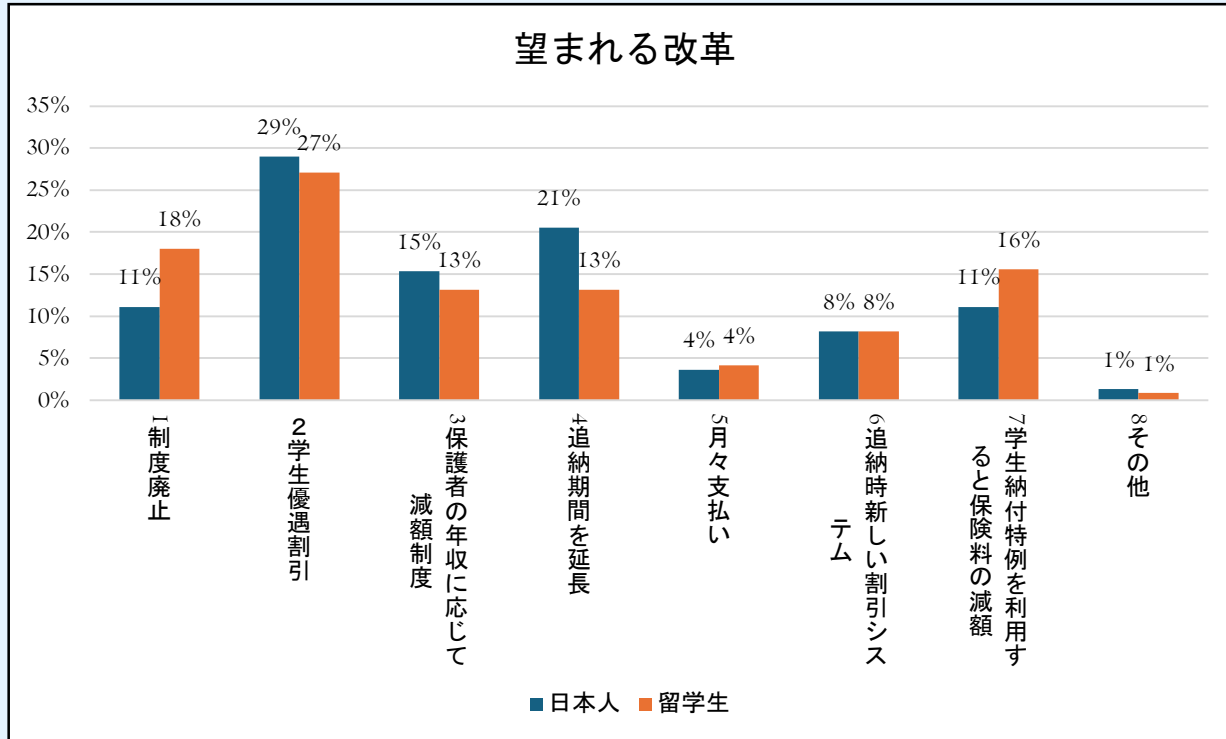
アンケート調査の実施

回答者全員に質問



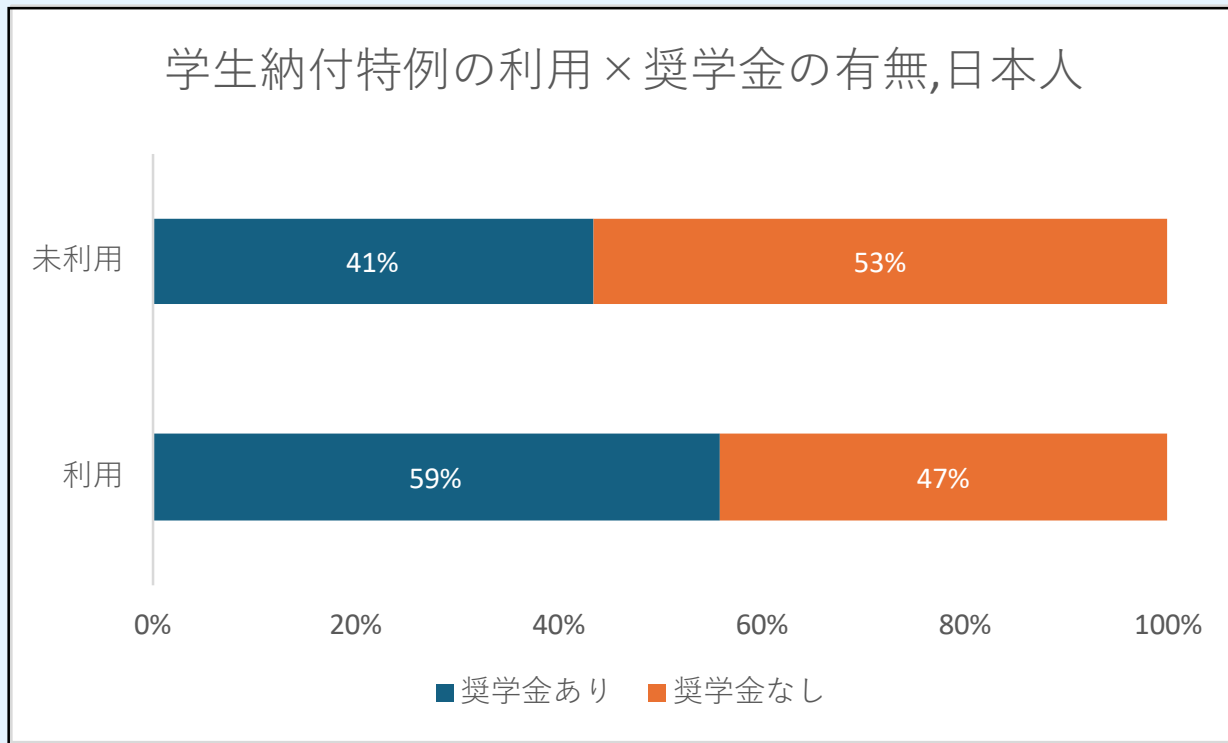
アンケート調査の実施

回答者全員に質問



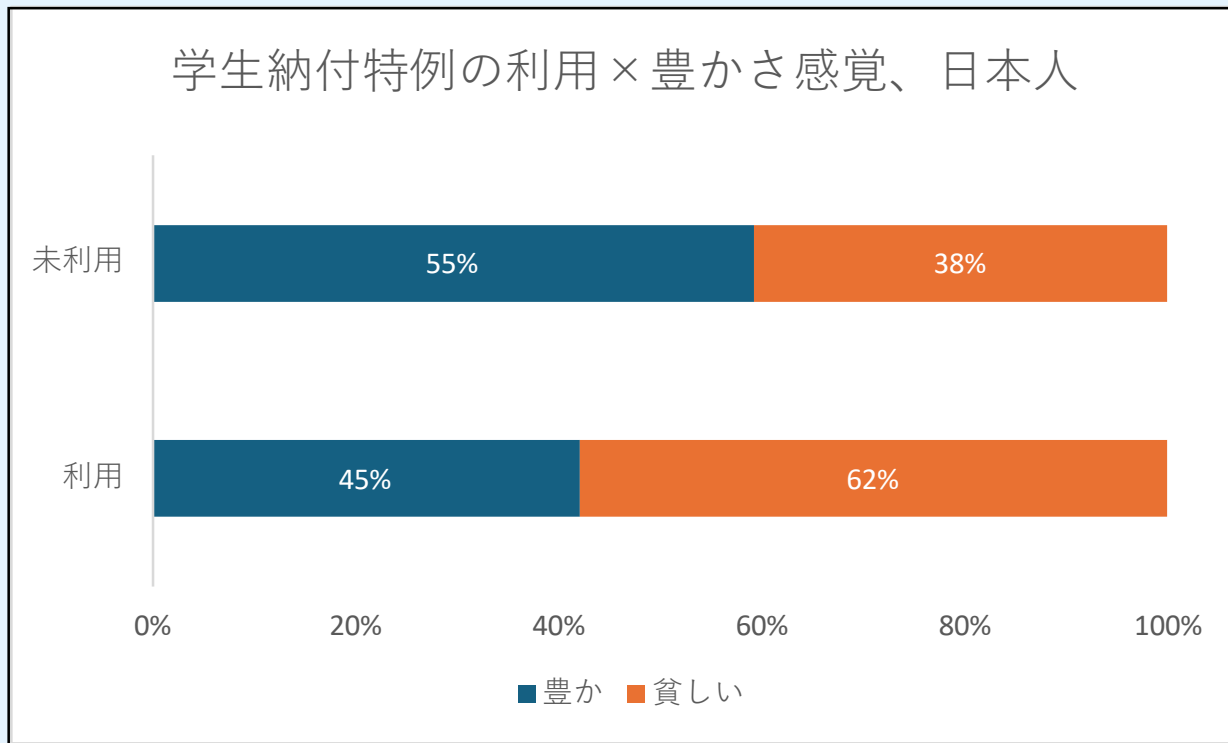
アンケート調査の実施

クロス集計(日本人学生)




アンケート調査の実施

クロス集計(日本人学生)



政策提言

6



政策提言

< 概要 >

- ・ 未加入者、未納者が存在
- ・ 学生の20%程度は未加入者で障害年金が受け取れないリスク

< 具体的提案 >

- ・ 教育セミナーの実施
- ・ 学生への呼びかけ強化の実施

政策提言

< 概要 >

- ・ 親の財力により、保険料の納付の有無が決定されている
- ・ 親の所得に対して社会保険料控除が適用

< 具体的提案 >

- ・ 一定の所得以上の場合に社会保険料控除を制限
- ・ 家庭の所得に応じ控除率を変動させる累進的な基準の導入

政策提言

< 概要 >

- ・ 学生納付特例の追納金額は2年分で約40万円
- ・ この金額が20代の若者に負担可能かという問題

< 具体的提案 >

- ・ 年金保険料追納に対する期間延長や分割払い制度の導入
- ・ 年金追納に対する一部免除や支援策の検討
- ・ 奨学金返済と年金追納の統合返済制度の導入



ご清聴ありがとうございました